

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市安佐北区可部南五丁目1番30-10号  
名称 丸伸企業株式会社  
代表取締役 金島 聖貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 古市 健三



許可の年月日 平成19年 8月22日

許可の有効年月日 平成24年 7月22日

### 1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無 無

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、木くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、がれき類(これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

### 3. 許可の条件

有害な産業廃棄物を除く。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年 7月23日 新規許可

平成17年 9月27日 変更届に伴う許可証の書換え(代表者氏名の変更)

平成19年 7月18日 変更届に伴う許可証の書換え(取り扱う産業廃棄物の種類の一部廃止)

平成19年 8月22日 更新許可(許可の有効年月日:平成24年7月22日)

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性  
該当なし

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無